

●Q&A

【全般】

Q：法人の代表者（法人代表者印等も含む）が変わりました。

A：必ず県庁高齢者福祉課介護ロボット担当（043-223-2350）までご連絡ください。書類の進捗状況に応じ、変更したことを証する書類等の作成をお願いすることがあります。

なお、変更の手続がされていない場合、補助金の交付が遅れることがあります。

【補助金申請時】

<補助対象事業者について>

Q：以前にこの補助金の交付を受けたことがありますが、今年度も補助対象になりますか。

A：新規計画を作成し、新たにロボットを導入する場合は補助対象になります。

過去に導入済みのロボットに対しては改めて補助金の対象にはなりません。新たに計画を作成し、同型のロボットを導入する場合は補助金の対象になります。

なお、見守り機器の導入に伴う通信環境整備については、一事業所につき一回の補助とします。

Q：特別養護老人ホーム・介護老人保健施設は対象になりますか。

A：民間の介護サービス事業所に該当すれば対象になります。公立施設は対象外です。

Q：有料老人ホームは対象になりますか。

A：介護付き有料老人ホームは特定施設であるため対象になりますが、指定を受けていない住宅型有料老人ホームは対象になりません。

Q：在宅系サービス（訪問看護等）は対象になりますか。

A：民間の介護サービス事業所に該当すれば対象になります。

この場合、施設定員は申請時点での職員数や体制でカバーできる利用定員を定員とします。申請時にはその人数が適正なものであるとわかるよう、直近の実績や職員の一覧表といった書類を御送付ください（詳しくはお問い合わせください）

Q：同一法人で複数の施設があります。補助申請をまとめて行うことができますか。

A：できません。あくまでも施設ごとに補助を行いますので、施設ごとに書類を作成してください。なお、補助限度台数は施設ごとに計算し、同一法人で通算は行いません。

<補助対象について>

Q：令和3年1月に発売予定のロボットを導入したいと考えています。補助の対象になりますか。

A：補助の対象にはなりません。要綱第2条（3）により「販売価格が公表されており、一般に購入等ができる状態にあるロボット」が補助対象となっています。

Q：A社のロボットを導入したいと考えているが、対象になりますか。

A：疑義がある場合は県庁までカタログの写しを送付の上、ご相談ください。また近年の補助対象機器については県庁HPで掲示していますので参考にしてください。

Q：見守り介護ロボットを複数台購入予定ですが、動作するには併せてロボットを統括する管理サーバーも必要となっています。このサーバーは補助の対象に入りますか。また、「(別紙1) 補助金所要額調書」はどのように記載すればよいですか。

A：管理サーバーはロボットの利用に不可避であると考えられるため、補助の対象となります。「1 機器あたりの対象経費合計額 (D欄)」については台数で案分し、各機器の本体価格と併せて計算します。

例：見守り介護ロボット 本体価格 100,000 円 9 台

管理サーバー 本体価格 50,000 円 1 台

→管理サーバーはロボット 1 台あたり $50,000 \div 9 = 5,555.555\dots$ 円

→1 円以下を切り捨てし、5,555 円

→調書の「1 機器あたりの対象経費合計額 (D)」は $100,000 + 5,555 = 105,555$ 円を記入

Q：申請書を提出したら速やかに契約を結びたいと検討していますが、いつ頃結ばばよいですか。

A：県から交付決定の書類が到着してから契約を締結してください。交付決定日以前に契約したロボットについては補助対象外のため補助金を交付できません（要領7参照）。

なお、交付決定には台数の調整を行うこともあるため、令和2年度分補助金においては11月～12月の決定を見込んでおります。

Q：特別養護老人ホームですが、従来型とユニット型で別々に介護事業者の指定を受けています。届出も別々に行う必要がありますか。また補助限度台数は従来型とユニット型で通算することになりますか。

A：従来型とユニット型は別で指定を受けている場合、本補助金も別施設扱いとなるため、申請は別々に作成してください。また台数制限についても従来型とユニット型は別計算とします。

例：従来型 定員51人 → 1/5 → 10.2 → 11台（切り上げ）

ユニット型 定員31人 → 1/5 → 6.2 → 7台（切り上げ）

<補助申請書の作成について>

Q：補助対象経費に含まれないものにはどんなものがありますか。

A：（1）当該年度に要する介護ロボットの購入、レンタル又はリースに係る経費について
⇒メンテナンス費、通信費、設置工事費、保険料、消費税、地方消費税及びその他本事業に相当と認められない費用

（2）当該年度に要する見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費について
⇒メンテナンス費、通信費、保険料、消費税、地方消費税及びその他本事業に相当と認められない費用

上記に該当する費用については、補助対象経費に含まれませんので、（別紙1）補助金所要額調書の対象経費には含まないよう注意してください。

Q：見積書について、募集開始の告知がある前に取った見積書でも構いませんか。

A：申請日が見積書の有効期限内であれば構いません。

Q：見積書に消費税の記載は必要ですか。

A：消費税が補助対象経費に含まれないため、消費税の記載は必要ありません。記載があっても消費税と本体価格が区別できる形であれば受理はしますが、見積書を徴する前に消費税の記載は不必要な旨を伝えておくトラブル防止になるかもしれません。

Q：役員名簿について、電子データでの提出が必要となっておりますが、提出形式はどのようにすればよいですか？

A：県の交付決定手続きに必要なとなりますので、**必ずエクセル形式で提出**してください。こちらは紙媒体及び電子データ双方で提出が必要となりますのでご注意ください。

【交付決定後】

Q：交付決定を受けましたが、ロボットが在庫切れになり購入ができなくなりました。同様のロボットを購入したいと思います。補助金の対象になりますか。

A：まずは県までどのようなロボットを購入するかご相談ください。やむをえない事情があり、当初の交付決定と大きく異なるものではないロボットの場合、決定内容を変更し、補助の対象になる可能性があります。

なお、変更にあたっての条件として、県が再度決定を行ってから契約を行い年度内に購入することが必要となります。ご連絡を頂いた日程によっては変更決定をしても補助金を受けられなくなる可能性が高くなりますので、お早目のご相談をお願いします。

Q：ロボットの到着が4月上旬となりそうです。補助金の対象になりますか。

A：**なりません**。当該年度中に介護ロボットの導入及び支払が完了しなかったものは補助対象としないためです（要領7）。補助金を受ける場合は必ず年度内に完了してください。

なお、間に合わなかった場合でも、要綱第10条にもとづき実績報告をしていただく必要があります。

【実績報告】

Q：契約書や領収書の写しには「原本証明」が必要とありますが、どのようなものですか。

A：下記のように記載してください。※押印がないものは無効です。

（必要な事項が記載されていれば表記が多少異なっても構いません）

原本と相違ないことを証します。

令和〇年〇〇月〇〇日

（法人名） （法人代表者） **法人代表者印**

Q:契約書を作成していませんが、契約の有無が確認できる書類はどうすればよいですか。

A:契約書の代わりとして発注書等、購入の意思を相手方に伝える書類の写しでも提出可能です。なお、書類には下記の内容が記入されていることが必要です。

- ・書面の日付
- ・購入する法人名と、相手方（機器の代理店など）の名前
- ・金額（消費税額がわかるようになっていること、また購入機器が複数だったり付属品がある場合は内訳がわかるようになっていること）

なお、提出の際には契約書同様に原本をコピーし、原本証明が必要です。

Q:領収書の日付が令和3年4月1日になっています。

A:補助対象外のため、補助金を受けることができません（要領7）。必ず令和3年3月31日までに領収書が発行できるようスケジュールを調整してください。

Q:領収書の但し書き欄が小さく、購入した機器名や数量をすべて書ききることができません。どのようにすればよいですか。

A:別紙で機器名・個数・金額がわかる書類（様式自由）を添付してください。

Q:領収書の代わりとして「支払が確認できる振込書類」を提出したいと思いますが、どのようなものがありますか。

A:銀行に振り込んだときの控えがあるとよいです。なお領収書同様、機器名・個数・金額がわかる書類（様式自由）も添付してください。

Q:導入したロボットの写真はどのようなものを撮ればよいですか。

A:シリアルナンバーが記載されている写真を御送付ください。これは補助の対象となったロボットが区別できるためのものです。ベッドでは脚の部分などに記載があるようです。

もしロボットのシリアルナンバーがわからない場合は、施設側でシールを貼り区別し、その写真を撮っていただいても構いません（補助対象機器と判別できるため）。

また、見守り機器の導入に伴う通信環境整備について、整備工事等を実施した場合は、当該工事等の現場写真（施工前・施工後）などを添付してください。

Q：補助金の請求書は実績報告の書類と合わせて出してよいですか。

A：請求書と実績報告書を同時に提出することはありません。実績報告の書類を提出し、県で審査後に額を確定する書類を送付しますので、届いてから請求書をご提出ください。

【補助金交付申請】

Q：補助金は法人名義で提出していますが、法人代表者以外の口座（例：施設の口座など）に振り込むことはできますか。

A：委任状をご記入・押印いただき、法人代表者から施設の口座の名義人に委任する形であれば可能です。

【補助金交付後について】

Q：特別養護老人ホームで補助金を受けて導入したロボットについて、併設のデイサービスで利用したいと考えているが、どうすればよいですか。

A：原則として補助を受けた施設以外では使用することはできません。

Q：補助金を受けたロボットを廃棄したいと考えていますが、どうすればよいですか。

A：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を超えている場合は、県への報告は不要です。